

# 公 告

次のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、世羅町財務規則第86条の規定により公告します。

なお、本件は、世羅町の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、世羅町電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）にしたがって行わなければならない（同要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和8年10月19日

世羅町長 奥田 正和

- 1 工事名  
中原広瀬頭首工修繕工事
- 2 工事場所  
世羅町大字中原
- 3 工事概要  
油圧シリンダー先端ローラー交換一式  
側部水密ゴム交換一式他
- 4 工期（予定）  
契約日の翌日 から 令和9年3月17日 まで

- 5 予定価格  
13,989,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- 6 本件工事の入札に参加する者に必要な資格

- (1) 技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、イからオまでの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、アの業種についてのものとする。

|                                                                                                                               |                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ア 令和7・8年度の世羅町の一般競争入札参加資格を認定されていなければならない業種                                                                                     | 鋼構造物工事                                    |
| イ 認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級                                                                                                      | 指定なし                                      |
| ウ 年間平均完成工事高<br>※ アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。                                        | 鋼構造物工事について、本工事の予定価格以上                     |
| エ 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否                                                                                                     | 不要                                        |
| オ 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地                                                                                                         | 世羅町・三原市・尾道市・府中市・東広島市・福山市・神石高原町に営業所を有すること。 |
| カ 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと、又は当該受託者と資本金及び人事面において次のいずれにも該当しないこと<br>(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する<br>(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている | 広島県土地改良事業団体連合会                            |
| キ 右欄に掲げる工事の入札の落札者でないこと（工区設定工事）                                                                                                | 指定なし                                      |
| ク 前各号のほか、別紙一般競争入札（事後審査型）公告共通事項の1（2）に掲げる要件を満たしていること                                                                            | 必要                                        |

(2) 技術要件

次に掲げる要件をすべて満たして、それに関する資料の提出ができること

|           |                   |                                                                                                                             |
|-----------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 元請施工実績  |                   |                                                                                                                             |
| (ア)       | 種類（及び規模）          | —                                                                                                                           |
| (イ)       | 完成期間              | —                                                                                                                           |
| イ 配置予定技術者 |                   |                                                                                                                             |
| (ア)       | 専任配置の要否           | 請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。                                                                              |
| (イ)       | 資格等               | 建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。 |
| (ウ)       | 経験                | —                                                                                                                           |
| (エ)       | 建設業法第26条第3項第2号の適用 | 認める。ただし、公告共通事項に記載の要件をすべて満たすこと。                                                                                              |

7 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| ア 閲覧期間 | 令和8年10月19日 から 令和8年11月2日 まで |
| イ 閲覧場所 | 世羅町 ホームページに掲載              |

(2) 設計図書に関する質問がある場合は、次によって書面を提出すること。

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| ア 提出期間 | 令和8年10月19日 から 令和8年10月30日 までの（休日を除く）、午前9時00分から午後5時00分まで |
| イ 提出先  | 世羅町 産業振興課                                              |

(3) (2) の質問に対する回答書の閲覧は(1)に同じ。

8 入札

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| ア 入札期間 | 令和8年11月4日 午前9時00分 から 令和8年11月5日 午後4時30分 まで |
| イ 入札方法 | 電子入札システム（電子要領の規定による書面参加の場合は持参）            |

9 開札

|        |                   |
|--------|-------------------|
| ア 開札日時 | 令和8年11月6日 午前9時07分 |
| イ 開札方法 | 電子入札システム          |

10 資格要件確認書類

資格要件確認書類提出依頼書又は電話連絡等により資格要件確認書類の提出を求められた者は、世羅町のホームページから様式をダウンロードし、次のとおり提出すること。

|        |                                                |
|--------|------------------------------------------------|
| ア 提出期間 | 資格要件確認書類提出依頼書又は電話連絡等で指定された期間（休日を除く）            |
| イ 提出書類 | 資格要件確認書類提出書（別記様式第3号）<br>技術者の資格・工事経験調書（別記様式第4号） |
| ウ 提出方法 | 電子入札システム又は持参                                   |
| エ 提出場所 | 7（2）イに同じ。                                      |

11 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用する（「最低制限価格制度」対象工事）。

資格要件確認書類等によって資格要件を満たしていることが確認できない者は落札者とししない。

12 その他

前各項に掲げるもののほか、別に定める「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」による。

13 問合せ先

工事に関すること：世羅町 産業振興課 （世羅郡世羅町大字西上原123番地1 電話 0847-22-5304）

入札に関すること：世羅町 財政課 （世羅郡世羅町大字西上原123番地1 電話 0847-22-1115）